

## 埼玉県立高等学校等教員人事応募制度実施要領

### 1 趣旨

この要領は、埼玉県立高等学校等教員人事応募制度（以下、「教員人事応募制度」という。）に関し、必要な事項を定める。

### 2 教員人事応募制度の目的

- (1) 埼玉県立学校長（以下、「校長」という。）が当該学校の「目指す学校像」「重点目標」等を公開して教員を募集し、応募した教員の中から必要とする人材を確保する。
- (2) 募集校の課題に積極的に挑戦しようとする教員の意欲を活かすとともに、教員の自己啓発の動機づけを促す。
- (3) 転入希望者の少ない学校や再編整備計画に基づき新たに設置される学校等への人事異動を推進し、教職員組織の充実と活性化を図る。
- (4) 特に秀でた技能や専門性を有する人材を発掘し、特色ある学校づくりに活用する。

### 3 内容

募集校として決定された県立学校の校長は、必要な教員を県立学校教員及び市立の高等学校・特別支援学校教員を対象に募集する。

応募資格を満たす教員は、募集校の中から、希望する学校に応募することができる。募集校の校長は、応募教員の中から配置希望者を決定し、県教育委員会に具申する。県教育委員会は具申をもとに配置希望者の人事異動に努める。

### 4 募集校

- (1) 校長は、募集校として希望する旨の申請を県教育委員会に行う。
- (2) 募集できる教員数は一課程2名以内とし、一校あたりでは3名以内とする。
- (3) 校長は、当該学校の「目指す学校像」の実現、「重点目標」の達成に向けた課題を解決するための具体的な方策等を記した「平成30年度学校自己評価システムシート」と、応募教員への期待などを記した「平成31年度教員人事応募シート」を提示する。
- (4) 県教育委員会は、校長の申請を受け、審査の上、募集校を決定する。

### 5 応募資格

次の(1)～(3)のいずれも満たす者が応募できる。なお、高等学校への応募については、高等学校登載者に限る。また、教員は、1人1校のみ応募できる。

- (1) 県立学校又は市立の高等学校・特別支援学校に現在勤務する者。ただし、管理職候補者名簿登載者は除く。
- (2) 現任校における年度末在職年数が5年以上の者。
- (3) 採用後2校目以降の学校に勤務する者。

### 6 選考方法

- (1) 募集校の校長は、書類選考及び面接等による選考を実施し、応募教員の意欲、適性、能力等を勘案して配置希望者を決定する。

- (2) 学校運営上必要な教員が得られない場合には、配置希望者なしとすることができる。
- (3) 募集校の校長は、校長が必要と認める場合には、校長が指名した者を選考作業に当たらせることができる。
- (4) 選考作業は、応募教員のプライバシーに十分配慮して行わなければならない。

## 7 配置等

- (1) 募集校の校長は、配置希望者に希望順位をつけて、県教育委員会に具申する。
- (2) 県教育委員会は、募集校の校長の具申を十分に考慮して人事異動を行う。
- (3) この制度によって異動した者については、異動後3年を経過する時点で、本人及び校長の意向を確認の上、人事異動を検討する。

## 8 サービスの取扱い

第二次選考の面接当日のサービスの取扱いについては、「職務に専念する義務の特例に関する規則」第2条第1項第9号による「職務専念義務免除」とすることができる。この場合、県教育委員会教育長あて承認願を提出させ、校長が専決する。

## 9 情報の提供

募集校の校長は、目指す学校像実現に向けた計画及びその計画に基づいて実行された活動の成果を公開し、県民に情報の提供を行うとともに、県立高等学校等の学校改善に資する。

## 10 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

### 附則

この要領は、平成15年5月1日から施行する。

### 附則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

### 附則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

### 附則

この要領は、平成18年6月1日から施行する。

### 附則

この要領は、平成19年6月1日から施行する。

### 附則

この要領は、平成20年6月1日から施行する。

### 附則

この要領は、平成21年6月1日から施行する。

### 附則

この要領は、平成22年6月1日から施行する。

### 附則

この要領は、平成23年6月1日から施行する。

附則

この要領は、平成24年6月1日から施行する。

附則

この要領は、平成25年6月1日から施行する。

附則

この要領は、平成26年6月1日から施行する。

附則

この要領は、平成27年6月1日から施行する。

附則

この要領は、平成28年6月1日から施行する。

附則

この要領は、平成29年6月1日から施行する。

附則

この要領は、平成30年6月1日から施行する。

## 平成31年度当初埼玉県立高等学校等教員人事応募制度実施要領細目

### 1 募集できる教科

平成31年度当初に本採用教員の補充可能な枠がある教科とする。

### 2 募集校決定手続

- (1) 校長は、「埼玉県立高等学校等教員人事応募制度募集申請書」（様式1）、募集教科、論文題等を記入した「平成31年度教員人事応募シート」（様式2）及び「平成30年度学校自己評価システムシート」を県教育委員会に提出する。
- (2) 県教育委員会は、「埼玉県立高等学校等教員人事応募制度募集申請書」（様式1）、「平成31年度教員人事応募シート」（様式2）及び「平成30年度学校自己評価システムシート」をもとに審査し、募集校を決定する。

### 3 募集手続

県教育委員会は、募集校及び募集教科、募集教員数を県立学校教員及び市立の高等学校・特別支援学校教員へ周知する。

### 4 応募手続

- (1) 応募教員は、「埼玉県立高等学校等教員人事応募用紙」（様式3）及び「埼玉県立高等学校等教員人事応募論文」（様式4）を作成し、所属長に提出する。  
「埼玉県立高等学校等教員人事応募論文」（様式4）については、応募教員がこれまで実践し成果をあげた事項を踏まえて具体的に記入する。
- (2) 所属長は、所属長所見を記入したうえで、「埼玉県立高等学校等教員人事応募用紙」（様式3）及び「埼玉県立高等学校等教員人事応募論文」（様式4）を、募集校の校長に提出する。
- (3) 募集校の校長は、教員の応募状況を「埼玉県立高等学校等教員人事応募状況報告書」（様式5）により県教育委員会に報告する。

### 5 選考方法等

- (1) 募集校の校長は、選考方針を定めた上で選考する。
- (2) 第一次選考は、以下の書類選考により実施する。
  - ア 埼玉県立高等学校等教員人事応募用紙（様式3）
  - イ 埼玉県立高等学校等教員人事応募論文（様式4）
- (3) 第二次選考は、第一次選考合格者に対し、面接等により実施する。
- (4) 募集校の校長は、選考に係る事務連絡及び第一次選考結果を、応募教員及びその所属長に通知する。  
なお、第二次選考結果については、人事異動結果をもって通知とする。
- (5) 募集校の校長は、「埼玉県立高等学校等教員人事応募制度配置希望者に関する具申書」（様式6）により、県教育委員会に順位をつけて複数の配置希望者を具申する。
- (6) 農業・工業の専門教科目以外の教科を担当する教員における、以前に勤務していた学校への回帰人事については、個別の案件ごとに学校の事情や地域の状況などを踏まえて異動を検討する。ただし、10年程度経過後の異動が望ましい。

## 6 成果報告

校長は、自校の「平成31年度学校自己評価システムシート」を、県教育委員会に提出する。

## 7 公開

募集校は、「平成31年度教員人事応募シート」（様式2）を「平成30年度学校自己評価システムシート」と同様に公開する。

## 8 実施スケジュール（予定）

30年 7月20日まで	「埼玉県立高等学校等教員人事応募制度募集申請書」（様式1）、募集教科、論文題等を記入した「平成31年度教員人事応募シート」（様式2）及び「平成30年度学校自己評価システムシート」を県教育委員会へ提出する。
30年 8月下旬	募集校の決定
30年 9月上旬	募集校を県立学校及び市立高等学校・特別支援学校の教員へ周知する。
30年10月1日まで	所属長は所定書類を募集校の校長へ提出する。
30年10月中旬	募集校の校長は、応募状況を「埼玉県立高等学校等教員人事応募状況報告書」（様式5）により県教育委員会へ報告し、第一次選考結果及び第二次選考実施日を、所属長を通じて応募教員へ通知する。なお、 <u>応募者がいない場合は、応募教員氏名の欄に「応募者なし」と記入して提出すること。</u>
30年10月下旬	第二次選考（面接）の実施
30年10月31日まで	募集校の校長は、配置希望者を決定し、「埼玉県高等学校等教員人事応募制度配置希望者に関する具申書」（様式6）により、県教育委員会へ具申する。なお、 <u>配置希望者がいない場合は、氏名の欄に「配置希望者なし」と記入して提出すること。</u>
31年 4月1日	人事異動
32年 3月下旬	校長は「平成31年度学校自己評価システムシート」を県教育委員会へ提出する。

## 9 その他

- (1) 「学校自己評価システムシート」については、平成30年4月に埼玉県教育委員会より出された、「学校自己評価システムの手引き～目指す学校像の実現に向けて～」に基づくものである。
- (2) この細目に定めのない事項については、「人事異動方針」等の定めによる。